

## 建築士懲戒処分公告

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 1 項の規定による処分をしたので、同法第 10 条第 5 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 5 年 2 月 8 日

関東地方整備局長

廣瀬 昌由

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和 5 年 1 月 18 日	加藤 和治 一級建築士 第 9 8 9 8 2 号 構造設計一級建築士 第 6 7 号	戒告	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 4 号の規定に基づく構造設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和 5 年 1 月 18 日	成瀬 修 一級建築士 第 1 4 5 6 7 5 号 構造設計一級建築士 第 6 1 9 号	戒告	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 第 4 号の規定に基づく構造設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和5年 1月18日	野崎 真吾 一級建築士 第201508号 構造設計一級建築士 第4433号	戒告	建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第4号の規定に基づく構造設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和5年 1月18日	杉浦 克治 一級建築士 第48203号 構造設計一級建築士 第6687号	戒告	建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第4号の規定に基づく構造設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和5年 1月18日	磯部 邦憲 一級建築士 第114574号 構造設計一級建築士 第7681号	戒告	建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第4号の規定に基づく構造設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和5年 1月18日	城石 俊隆 一級建築士 第83174号 設備設計一級建築士 第361号	戒告	建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第5号の規定に基づく設備設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和5年 1月18日	竹堤 貞美 一級建築士 第257941号 設備設計一級建築士 第405号	戒告	建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第5号の規定に基づく設備設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和5年 1月18日	二見 修史 一級建築士 第102041号 設備設計一級建築士 第767号	戒告	建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第5号の規定に基づく設備設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和5年 1月18日	高橋 隆司 一級建築士 第92563号 設備設計一級建築士 第2073号	戒告	建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第5号の規定に基づく設備設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和5年 1月18日	西川 寛 一級建築士 第122176号 設備設計一級建築士 第2212号	戒告	建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第5号の規定に基づく設備設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和5年 1月18日	萩原 正春 一級建築士 第49134号 設備設計一級建築士 第2409号	戒告	建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第5号の規定に基づく設備設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。

処分をした年月日	処分を受けた建築士の氏名 その者の一級建築士、 構造設計一級建築士又は 設備設計一級建築士の別及 びその者の登録番号	処分の 内容	処分の原因となった事実
令和5年 1月18日	佐々木 研明 一級建築士 第164015号 設備設計一級建築士 第2570号	戒告	建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第5号の規定に基づく設備設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。
令和5年 1月18日	小池 進 一級建築士 第85300号 設備設計一級建築士 第2889号	戒告	建築士法（昭和25年法律第202号）第22条の2第5号の規定に基づく設備設計一級建築士定期講習を受講しなかったことにより、文書注意を受けたにもかかわらず、なお特段の理由もなく当該定期講習を受講しなかった。